

令和6年度 第4回尼崎市子ども・子育て審議会 議事録

開催日時	令和7年3月24日（月） 午後6時30分～
開催場所	WEB会議(zoom)
出席委員	伊藤委員、猪田委員、瀧川委員、峯本委員、川端委員、梅本委員、守永委員、濱名委員、藤原委員、仲波名委員、中桐委員、堂園委員、宮内委員、山縣委員、平之内委員
議題	1 尼崎市における児童相談所の開設に伴う専門分科会の設置について 2 教育・保育施設の認可に伴う利用定員の設置について 3 こども誰でも通園制度の概要について 4 その他
資料	資料1 尼崎市における児童相談所の開設に伴う「尼崎市子ども・子育て審議会」への専門分科会の設置について 資料2 令和7年4月1日設置・事業開始予定の施設 等 について (資料2-1～資料2-10 まで) 資料3 こども誰でも通園制度

開会

- 事務局より委員の出席状況確認（21人中15人出席）と傍聴者（無し）について報告
- 会長より議事録確認委員（守永委員、濱名委員）指名
- 事務局より配布資料の確認

議題1 尼崎市における児童相談所の開設に伴う専門分科会の設置について

- 資料1について事務局から説明。

会長

尼崎市として児童相談所を設置する計画を進めており、令和8年度に設置される。今回審議の内容としては、尼崎市子ども・子育て審議会に児童相談専門分科会と里親専門分科会の設置について、審議・承認を得たいということと理解している。本日は全体会議のため、多くの委員に出席いただいている。なるべく多くの委員から質問や意見をお伺いしたい。何かご意見、ご質問はあるか。

委員

尼崎市に児童相談所ができることは、すごく良いと思う。今現在PTA連合会の保護者代表をしているが、この情報をまだ知らない人が多い。令和8年度に設置されるとのことだが、令和7年度から始まることもあるとお聞きした。いくしあに子育てや不登校の悩み等の相談があるが、通うことも精神的にしんどい保護者も多い。いくしあと児相の使い分けを明確にするために、分科会がどういう活躍をするのか。やはりわかりにくい部分もある。

会長

事務局から補足・解説はあるか。

事務局

令和8年度に尼崎市に児童相談所を設置することについては、これまでもタウンミーティングや各種団体の会議に参加して説明してきたところである。いよいよ一年前になるので、令和7年度中にできる限り色々な場で説明したいと考えている。児童相談所といくしあのどちらに相談すれば良いかわかりにくいこともあると思うが、窓口を分けずに子育ての悩みがある時にかける番号、もしくは虐待通告専用ダイヤルと、決まったダイヤルにかけてもらえれば良いように考えている。そこで受けた相談内容については、必ずいくしあと児童相談所で合同の受理会議を行い、その後合同の支援方針会議で当該家庭に対する支援方針を決めていく。その際にも、いくしあだけ、児童相談所だけで対応するのではなく、それぞれのチームで役割分担をしながら支援していく形をイメージしている。

専門分科会の役割について、実際に支援を実施していくのは、児童相談所やいくしあ本体になるが、それらが行っている支援の内容が妥当かどうか、専門委員の意見やお墨付きをいただく。児童養護施設等にこどもを入所させる場合に、保護者の同意がない場合がある。その場合は、必ず児童相談専門分科会で意見を聞いた上で措置を行う。里親専門分科会は、尼崎市内に現在 50 前後の里親家庭があるが、里親希望の方を児童相談所が認定することになる。その認定にあたり、里親に適しているかどうかを審査する。支援を行うにあたり、専門分科会がそのような役割を果たすことになる。

委員

窓口の一本化や、それぞれの分科会の役割について、よくわかった。

会長

日々の業務はこれまでと同様に子どもの育ち支援センターを中心に行っていくものの、児童相談所を新たに設置するうえで、里親希望の方々を認定していくにあたり意見を求めるのが里親専門分科会であり、児童の措置について専門的な視点での判断を求めるのが児童相談専門分科会であるという理解で良いか。

事務局

そのとおりである。

委員

守永委員から質問があったように、市民にもわかりやすく周知してほしい。スライドの3枚目がわかりやすいと思う。いくしあでも児童相談所でも、市民で子育てに悩む方はどこに相談してもらっても良いが、不登校の相談や発達・療育の相談等、行政の支援を受けながら在宅で親御さんがみていくのは、いくしあが中心になっていくと思う。里親や施設を頼る、つまり在宅で子育てすることがしんどい、または明らかに不適切な養育が生じている等、いわゆる要保護児童と要支援児童の違いがある。支援をすれば何とかなる子育てであれば、児童相談所の出番ではない。行政が介入してこどもを保護する必要があるとか、施設や里親に預けなければならない等、親権者の親権の権利を超えて行政が介入しなければならない時に、児童相談所の出番になる。児相といくしあが重なり合うところは、そのギリギリのせめぎ合いをしながら支援していくが、いよいよとなった時に対処的アプローチになるとご理解いただくと良いと思う。

会長

私もすっきりした。

委員

児童相談所は、今まで尼崎市は西宮こども家庭センター頼みだったので、施設ができることは喜ばしいことである。逆に、遅くに失したのではないかとも思う。現在建設中だが、行政の方がどこまで認識されているのかお聞きしたい。小園小中学校エリアに住んでいる方と話していて、市の広報がいきわたっていないと思われる勘違いが2点あった。まず1点目は、児童相談所ができて尼崎市の子はいくしあの児童相談所には入らず別のところにいく、それは地元で保護したら危険だからということが、まことしやかに流れている。2点目は、児童相談所ができた時に、こどもを取り返しに来る親が出てくるだろうということである。そうなった時に、単独で保護所があるのと違い、ユース交流センターがあるあまがさき・ひと咲きプラザにできることに対する懸念がある。児童相談所が悪いのではなく、親御さんが連れ戻しに来るといったトラブルが敷地内で起こるのではないか、だから遊びに行かせることができないという話が広がっている。そのような話は、把握されているのか。

事務局

1点目の話は、耳に入っていない。当然そういうことではなく、尼崎市の一時保護所で保護されるお子さんもいれば、場合によっては市外の一時保護所の場合もある。どこに保護されるかはわからないが、基本的には尼崎市の一時保護所に保護されるケースが多いと思う。

2点目の噂話についても、私の耳には入っていない。当初、児童相談所をどこに設置するのか議論をする際にも、当然そのリスクについては議論した。実際のところ、そういうケースがないとは言い切れない。一方で、児童相談所といくしあが同じ敷地内に事務所を構えて連携を深めな

がら支援していくメリットを活かしていくべきではないかという話となった。実際のところ、一時保護所には 24 時間職員を配置する。また、児童相談所には警察官や弁護士等の専門性の高い職員も配置し、こどもを連れ戻しに来る保護者への対処をしっかりとっていく考えを持っている。

委員

いくしあと児童相談所が連携する尼崎モデルだと思う。それは非常に良い取組だと思うが、それが市民に伝わっていないことが残念である。逆に変な話だけが広がってしまっている。市民レベルでどういう仕組みでどういうところなのか、わからなければわからないほど不安になることも事実である。細かい業務に対しては守秘義務があると思うが、オープンにできるところはオープンにしていくことで、地元が拒否することなく、良い施設ができたと言ってもらえる方向で P R や広報を丁寧に考えてほしい。

会長

令和 7 年度中に、そういうことを発信できるリーフレットや広報をお願いしたい。

委員

今のご意見に追加したい。市がこどもたちを皆でサポートしていくすごく手厚い制度だと思う。児相ができることも素晴らしいが、箱物ができた時にそこに実際に通える人がいて、制度や場所の良さを市民がわからないことには、一部の人だけの場所になってしまう。ご意見のとおりコマニシャルをして、例えば、いくしあに行ったことがない保護者も多いので、小中学校からオープン前に社会見学に行って説明する、PTA や育友会で見学会に行くなど、パンフレットやリーフレットを配布するだけでなく、何らかの形で足を運んでもらう、実際に目と耳で聞いてもらうことを実施できる方向を考えてもらえればと思う。私もお手伝いできることがあればやりたいと思っている。素晴らしい制度を皆さんに知ってもらうことで、もっと実際に必要なものとしていくという意味で、また皆さんでやっていけたら良いと思う。

会長

ぜひ事務局で検討願いたい。

委員

委員が 5 名で会合が年 12 回、各専門委員が 1 名ずつということだが、委員の任期は何年なのか。また、各専門委員は 1 名だけなのか、それとも各専門分野の学識経験者が 2 ～ 3 名いる中で、色々な方が入っていくのか。どういう形で専門分科会が運営されるのか気になる。年 12 回毎回同じメンバーだけになってしまうと、形骸化したものになってしまうのではないかという懸念がある。

事務局

委員の任期は、この審議会と同様に2年となる。更新もあり、最大で10年となる。両分科会については5名程度で、4ページの表のとおり学識経験者を各分野から1名の選出となる。基本的に2年間は同じメンバーで審議いただくことになる。形骸化するのではないかという懸念については、2年ごとに委員の更新をしながら、メンバーを変えた方が良いということがあればメンバーを変えながら、もしくは新陳代謝を図りながら、分科会での審議が活性化する工夫をしていきたいと思う。

会長

続いて、議題2に進みたい。

議題2 教育・保育施設の認可に伴う利用定員の設置について

● 資料2-1、2-10について事務局から説明。

会長

次期計画において新設は作らない方針になったが、今画面共有している資料については、既以前の5か年計画の中で新設する計画に基づいて公募し、設置認可をするために今慌てて準備したのではなく、2年ほどかけて事前に調整しながら進んできたということである。いよいよ4月からの運用開始にあたり、当審議会で承認をいただく段取りになっている。また、今回は従来の新規施設だけでなく、認定こども園化されていく保育園についても審議の対象となっている。

以上の点について、ご確認ご質問等はあるか。

委員

1号認定・2号認定・3号認定は、何が違うのか。

事務局

保護者からの申請によって認定する。1号認定は幼稚園利用の3歳以上で、教育標準時間が4時間程度のお子さんになる。2号認定・3号認定は保育利用だが、違いは年齢区分になる。3号認定は0・1・2歳の保育の必要性があるお子さん、2号認定は3・4・5歳児の保育の必要性があるお子さんとなる。

委員

3号が0・1・2歳で、2号が3・4・5歳で、1号は幼稚園利用なので6歳か。

事務局

今回、2号と3号の定員を設定している90人の保育所を3か所認可するもので、認可予定の認定こども園については保育所から幼保連携型認定こども園に移行するところになる。ここについては、認定こども園になるので1号のお子さんも預かることになる。これまで保育所だったの

で2・3号だけだったが、認定こども園になるにあたり1号認定のお子さんも預かるということで、1・2・3号の定員を設定している。1号・2号については、満三歳から就学前までになるので、6歳になる子もいる。

委員

理解した。

会長

制度的な補足をしたい。保育所・園に入所されているお子さん方は2・3号認定になっているが、例えば3号で3歳のお子さんをお持ちの保護者が仕事を途中で辞められた場合、制度上は退園しなければならない。しかしながら、保護者からするとせっかく園に慣れてきたので継続して通わせたいというニーズもある。認定こども園になれば、そのまま3名枠で在園することができるメリットがある。また一方で1号認定のお子さんで、たまたま園の近くにお住まいの場合でも、働いていないために違う園に行かないといけませんが、認定こども園になれば3名枠ではあるが入りやすくなる。そういう国としての制度の建付けが2017年度以降にできて、現在に至る。去年は保育所新設の2・3号認定の話だけだったと思うが、今回は1・2・3号認定、認定こども園のことが出てきたので、少し混乱が生じたのではないかと思う。

委員

理解した。

委員

保育企画課に質問したい。園田エリアは子育て世代がたくさん転入してきて、人口も純増が続いていることは、市の統計にも出ておりである。その中で保育園が不足していると言われていたのは、これでかなり充足してくるのは良かったと思う。反面、保育園の先生の確保が難しく、シニア層より上の世代がまだ保育園で働いているが、やはり身体がもたないという話も聞く。保育関係の資格が取得できる学校を卒業している20代で、保育園には行かずスポーツクラブやジムに就職する若者が私の知る中でも何人かいる。保育園を箱物として作ることも大事だが、先生の確保が今後できるのか、現状はどうか。保育園が一度に複数できると、先生の取り扱いにならないのか。人数と質の確保について、見通しを教えてください。

事務局

ご指摘のとおり保育士不足は全国的な課題になっており、本市でもその影響はあると認識している。ただ、実情は10年ほど前だと保育所入所の児童数が本市では6,500人程度だったが、令和6年4月時点では9,350人程度になっている。保育所は配置基準が決まっており、利用するお子さんの数が増えているということは、保育士の数も増えている現状である。保育所を新設する

ことにより、保育士の確保が困難になるという声も法人から届いている。本市はこれまで保育士の確保・定着化の施策として、新卒保育士や潜在保育士への就職一時金を支援したり、保育士の宿舍借り上げの補助を出したり、保育士・保育所支援センター通称あまのかけはしで法人保育施設の雇用支援や保育士の就職支援を行っている。今年度実績でも 45 数名程度保育所への雇用につなげている。また、昨年度からは保育士の周辺業務を行うための支援員の配置補助も行い、今年度からは保育補助者の雇上げ支援の補助も行っている。また、国の大きな動きとして保育士の処遇改善があり、10%程度保育士の給料を上げるための補正予算が今年度組まれている。本市としても予算を補正して保育所等への給付に努めているところである。引き続きこうした市独自の取組を実施していくとともに、保育士の確保・定着化を進めて質の確保にもつなげていきたいと考えている。

委員

どこの会社でも人材難が起きている中で、保育士の人数の確保も質の確保も頑張ってもらいたい。

会長

関連して、自治体として今後考えてほしいことを一点お伝えしたい。保育系の大学・短大、また、小学校教員養成系の大学等が定員割れしている実情がある。18 歳人口も減少している中で、保育系や小学校教員養成系がパーセンテージでも減少傾向にある。UNIQLO の初任給が 30～33 万という時代の中で、特に小中高生に保育や小学校教員の魅力を発信していかないと難しい。保育系の大学・短大が閉鎖していく中では、排出していく保育士も不足していくことになり、悪循環に陥っている。小中高生に保育の魅力を情報発信していく仕組みについて、市として何かバックアップしてほしい。保育士確保のためというより、未来の保育士のきっかけづくりの視点でも考えてほしい。少しでも保育系の大学・短大、現場に出ていく先生方を増やしていくと、尼崎市を含めた近隣市にも有益な好循環が生まれるのではないかと考えている。次年度以降の会議の中でも、皆さまのお知恵をお借りしながら進めていきたいと考えている。行政からもその点のアイデアを考えてほしい。

事務局

昨年からは保育体験事業を実施し、潜在保育士や資格のない方も対象としているものもある。ただ、周知の方法については更なる対応が必要と考えている。少子化も続いているので、皆さまのご意見やお考え等も踏まえながら、更なる取組を進めていきたい。

会長

守永委員からメッセージをいただいたので、読み上げる。「昨年、我が高校でも赤ちゃん教師等を行いました。生徒の反応良かったです。PTAでも発信します」とのことである。草の根運動ではないが、地域のこども達に将来保育の仕事は魅力があると思ってもらえる機会になればと思う。

それでは、議題3に進みたい。

議題3 こども誰でも通園制度の概要について

● 資料3について事務局から説明。

会長

ご意見、ご質問はあるか。これも子育て世帯向けへのアナウンスが必要だと思う。

委員

次年度に色々な準備が必要だと思う。我々事業所としては積極的に展開したいと考えているが、類型がある。例えば在園児と合同、定期利用、在園児と合同で自由利用、あるいは専用室独立実施型の定期利用、専用室独立実施型の自由利用、余裕型活用等の6つの類型で、国は実施イメージを説明している。そういう意味では一律の対応が難しく、実施にあたりさまざまな課題が想定される。硬直されたようなルールでは、できるところとできないところ、さまざまな対応になっていくと思う。パブリックコメントを出す前に、事業所と保育企画課でどういうことが想定されるのか検討させてほしいと考えている。

2点目は、こども家庭庁のホームページに、こども誰でも通園制度の先行的な施行園のビデオがある。その中では誰でも通園制度は10時間だが、それが終われば一時預かりで預かるという言い方をされている。そういう意味では、こども誰でも通園制度と一時預かりはセットだと思っている。我々幼稚園・学校法人には一時預かり一般型が適用されると思うが、このあたりの予算組も含めて、羅列だけでなく、それにまつわるさまざまな課題や論点について、ぜひ我々施設側と事前にしっかり協議してもらえよう、お願いしたい。

事務局

まず1点目は、おっしゃるとおり色々な実施形態がある。大きく分けて一般型と余裕活用型がある。余裕活用型は、例えば保育所定員の枠内でこども誰でも通園制度の児童を預かる制度になる。一般型は、既存施設の定員とは関係なく、別枠でこども誰でも通園制度の定員を設定する制度になる。定期利用と自由利用については、あくまで国は法令上定義しない方向で進めている。法令上の考え方はないが、一般論として例えば月曜日の9時から11時半まで毎週火曜利用する場合は定期利用になるし、そうでないスポット利用であれば自由利用という考え方になる。具体的には令和7年度に自治体で制度設計していくことになるが、現段階で市としては認可基準を満たせば多様な事業者に参加してもらいたいと考えている。例えば定員について年齢区分も設定せず、あくまで事業者の認可申請の基準が満たしているかどうかになる。参加を不当に制限するようなことはしない方向で検討したい。その点についても、意見交換したいと考えている。

事務局

2点目については、2・3月の議会でも質問をいただいた。一時預かり事業一般型は平成27年の第1次事業計画策定時点では、当該事業に係る需要量に対する供給量が充足されていたことから、平成27年度以降、新たに事業の届け出をされた就学前教育・保育施設は補助の対象としていないところである。ただ、令和8年度からこども誰でも通園制度が開始予定となっているので、同制度の実施に向けた国の検討会の中で類似する現行の事業との関係も議論されているところである。現在のところ、どちらの制度も運用されることから、こども誰でも通園制度開始後の実施状況をみる中で、一時預かり事業への影響や需給バランス等も踏まえ、補助のあり方について検討していきたいと考えている。

会長

事務局からの説明に含まれていたが、幼稚園団体・保育園団体と意見交換しながら尼崎市として具体的にどうしていくのか、会議にあがる前の下準備・下打ち合わせとして検討された方が実務的には良いと思うので、私からもお願いしたい。

委員

よろしくお願いしたい。

委員

関係団体からの声とあるが、濱名委員の意見と一致している。最後のところで「保育士の確保が困難であることや、保育士の負担増大に関するご意見」とある。法人保育園会でもアンケートが実施され、現場から不安の声があった。利用者側の立場からすればこういうこと、自治体側の立場からすればこういうこと、施設・事業所の立場からすればこういうこととあったが、実際預かる保育士の立場からはどうなのか。保育人材が減ってきている中で、誰でも通園制度についてポジティブに考えている方もいれば、業務負担軽減の逆をいくとネガティブに考えてしまう保育士もいると思う。この制度が、保育士達のやる気を更に向上させるものになることを願わないといけない。我々は慎重に取り組んでいく必要がある。国が、事業所が、行政が決めたからやるではなく、なぜ必要なのか、こういう手立てもあるからやっていけるという気持ちになるような、丁寧な制度設計と説明をぜひお願いしたい。

委員

国の制度なので、令和8年度までに全自治体で実施することは強制なのか。今までの一時預かり事業と違い、間に自治体が入ってそこから施設・事業所にいくということで1ターン増える。利用者と何かのトラブルがあった場合、自治体が入るのか、事業所が入るのか。梅本委員のご意見にあったように、保育士はこどものサポートだけでも大変なのに、余計な事務作業が入るともっと大変ではないか。それをさせないために自治体が入るのであれば、しっかりする必要がある。良い制度だと思うが、令和8年度に開始するまでにかなりのことをしなければならない。こどもを持つ親にとっては良いことだが、それがちぐはぐにならないように、色々な意味で下準

備が大事だと思う。とにかく、一番こどもたちと接する現場が大変にならないようにしてほしい。幼稚園では5時間預けの人が多いと思うが、この制度が始まれば長いと8時間の人もいる。先生方にとっても不安を感じる部分がある。色々大変だと思うが、着実に取り組んでほしい。

委員

通園制度全般について、教えてほしい。まず、10 時間という短い時間を細切れに使える点で、こども誰でも通園制度はこども目線ではないと思う。慣れない低年齢の子が1 時間ずつ預けられると、それは不安だと思う。その部分で、最終的にこれは一時預かり事業とセットではないかと私も思う。一時預かり事業は、つどいの広場、ファミリーサポートがあるが、待ちの状態でペイできる仕事ではないと聞いている。共働きが多く、預けにくる人は昔ほどいない実情の中で、こども誰でも通園制度は誰が預けに行くのか。10 時間の細切れは、こども目線なのか。それと、受け入れる先生方の負担もあると思う。これを国がなぜやろうとしているのかがよくわからない。誰のために何の目的ですか、みえないのが正直なところである。最終的には、自治体・利用者・事業者がシステム費を払う。システム屋が大儲けするための仕組みではないかとかみえない。この巨大なシステムの利用料等の整理はどうなっているのか。

事務局

色々な論点をいただいているので、1 点ずつ回答したい。まず、この制度の目的について。全国的な話になるが、幼稚園等に通っていない未就園児が0～2 歳児で6 割程度いる。本市ではもう少し少ないかもしれない。未就園児の家庭が子育てに対して孤独や不安感を抱えている現状が課題として認識されている。そういうこどもが少しでも専門家と関わる機会や、これまで経験していない保育所等の家庭とは異なる環境で過ごすことができる制度として、こども誰でも通園制度ができた。これまでは就労している保護者の家庭のみが保育所等を利用できたが、就労要件を問わず時間単位で利用できる制度で、未就園児の子育て家庭の現状が踏まえられたものになる。

システムについては、国が開発したもので実施事業者や利用者のシステムに関する費用負担は発生しない。

月 10 時間がこども目線なのかというお話だが、それについては国の検討会でも一つの大きなトピックスとして議論されており、短すぎるのではないかという意見も多く出ている。ただ、すべてのこどもが少しの時間でも使えるようにすることを大前提として進めていくことが国の方針で、令和7年度は 10 時間で結論が出ている。令和8年度の利用上限時間については、これから検討される。

自治体の介入について。基本的に一時預かり事業、こども誰でも通園制度両方とも、利用調整に関しては自治体が介入する制度ではない。

最後に、現場の負担について。こども誰でも通園制度の国の会議体でも、現場の負担について議論されている。できる限り負担をなくした制度設計にしていきたいと本市としても考えている。こども誰でも通園制度実施の手引きを国が作成している。既存の事業者も初めての事業者も、実施するにあたりこどもの安全面での配慮等をまとめたもので、それも参考にさせていただけるので

はないかと思う。あとは、システムでこどもの情報等を確認とあるが、単に外形的な名前や生年月日ではなく、例えばアレルギー情報や成育歴、健康状況、食事状況、好きな遊び等を事前に確認できるものになる。もちろんシステムだけで確認するのではなく、事前に面談が必要になる。そういうところで、保育士の業務の負担についても検討が進められているところになる。

会長

国からきちんと方向性が示されていないところも、わかりにくさの要因の一つだと思う。

委員

令和8年度実施だが、国の方向性がそこまで固まっていない。8年度までに絶対しないといけないのか。もう少し時間をかけて9年度から実施にはできないのか。

事務局

令和6年6月に児童福祉法と子ども・子育て支援法が改正され、令和8年度からはすべての自治体でこども誰でも通園制度の利用があった場合は給付しなければならないと定められている。例えば、本市では待機児童があるため、令和8年度からはできないといったことはできない。

委員

課題を解決していくために、このような審議会で意見を出し合って現場がきちんと回るようにしないといけない。事務局もどんどん動いて、こちらにも情報を伝えてもらえればと思う。

委員

国でも問題点を整理できていないものが多分に残っている中で、保育園・幼稚園の先生方に負担をかけないように、事業者とすり合わせを進めることを要望する。

会長

これについては、4月以降の本会議においても議論していく必要がある。事業者とも打ち合わせを行いながら、尼崎市としてこどもにとってより良い制度になるようお願いしたい。

以上で議題3を終了したい。

議題4 その他

会長

本日の議事は全て終了した。

事務局

このメンバーでの審議会は、本日で最後となる。こども青少年局長から一言お礼とご挨拶申し上げます。

局長

現委員の皆さまは、本日の審議会の場が2年間の任期期間の最終日となる。こども若者総合計画の策定にあたり熱心なご審議を賜り、感謝申し上げます。審議会でいただいたご指摘・ご意見等をしっかり受け止め、各施策の実施に活かしていきたい。委員の皆さまの中には、次の2年間の委員をお願いする方もおられるが、引き続きよろしくお願いいたします。

会長

この2年間審議にご協力賜り、感謝申し上げます。今後2年間継続の方は、引き続きよろしくお願いいたします。

以上をもって令和6年度第4回尼崎市子ども・子育て審議会を終了する。

閉会

以 上